

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査方法及び基準

1 審査方法

- (1) 民間事業者が提出した企画提案書について、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会が書類審査を行います。
- (2) 審査事項は、次のとおりとします。
 - ① 森林所有者に支払う金額
 - ② 木材販売収益の安定・向上
 - ③ 森林経営計画の作成予定
 - ④ 経営管理の着実な実施
 - ⑤ 地域への貢献度
 - ⑥ 技術的な提案

2 審査基準

企画提案書の審査については、選定委員会を開催して提案内容を審査することによって行います。評価にあたっては前述の審査事項に基づき、次の表に示す各項目の基準点の合計を採点し、最も合計点が高い者を採用事業者として決定します。

審査事項	審査基準点				
	極めて優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
①森林所有者に支払う金額	25点	20点	15点	10点	5点
②木材販売収益の安定・向上	10点	8点	6点	4点	2点
③森林経営計画の作成予定 (面積要件を満たすか否か)	10点	8点	6点	4点	2点
④経営管理の着実な実施 (体制、実績等)	20点	16点	12点	8点	4点
⑤地域への貢献度 (事務所の所在、地域雇用等)	15点	12点	9点	6点	3点
⑥技術的な提案	20点	16点	12点	8点	4点

3 スケジュール

- (1) 企画提案書の審査 令和5年2月28日(火)頃
- (2) 採用事業者の選定・結果通知 令和5年3月15日(水)頃